平成２０年（フ）第１９３４０号
東京都港区西麻布２丁目９番15号
破産者　株式会社山長
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４４０２号
静岡県静岡市葵区一番町８－６
破産者　西沢　広保
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８９号
東京都品川区西大井５丁目21－６
破産者　岩井　好美
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２６５号
東京都板橋区蓮根１丁目28－５－202
破産者　岩佐　勝次
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３３１４号
東京都目黒区目黒本町４丁目22番６号
破産者　株式会社レ・ドゥエ・コルティ
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４４０号
東京都足立区千住東２丁目17－６
破産者　澤邉　雄志
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３５４４号
群馬県館林市松原３丁目１番地の６
破産者　株式会社クレア・コーポレーション
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６９１号
東京都文京区根津１丁目22番８号
破産者　有限会社田邊建具
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３９４３号
東京都港区虎ノ門３丁目２番２号
破産者　アドバンスト・プロダクト・テクノロジー株式会社
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３９４４号
東京都港区虎ノ門３丁目２番２号
破産者　アストロテックジャパン株式会社
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０９１号
東京都目黒区目黒１丁目５番19号
破産者　有限会社マンドレイク・ルート・コーポレーション
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０９２号
東京都中野区沼袋２－１－２－202、住民票上の住所東京都武蔵村山市大南３丁目93－３
破産者　川本　博毅
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４３２４号
東京都練馬区錦１丁目34－16－408
破産者　阿部　信一
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４９０４号
茨城県常総市水海道淵頭町2887－21
破産者　吉原　直人
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１７６号
茨城県小美玉市与沢1101
破産者　長島　　啓
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５０６号
東京都墨田区緑１丁目15－16－203、開始決定時の住所東京都江東区常盤１丁目10－５－402
破産者　森井　隆夫
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７５２号
千葉県市川市新井３丁目27－12－101
破産者　河本　忠雄
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７７０号
東京都江東区大島６丁目15－２－401
破産者　岩崎　美季
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６４９号
埼玉県越谷市大沢3414番地１－407
破産者　株式会社祥和エンタープライズ
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６５０号
埼玉県越谷市大沢3414－１－407
破産者　田代　祥二
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８１８号
東京都大田区大森北６丁目３番３号
破産者　有限会社倉七
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８１９号
神奈川県川崎市宮前区宮崎609－３、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区宮崎５丁目４－63
破産者　太田　和男
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部